

# 行橋市共同企業体運用要綱

## (趣旨)

**第1条** この要綱は、建設工事を共同企業体により施工する場合の対象工事の基準、構成員の数、その他共同企業体の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定建設工事共同企業体 大規模かつ技術的難度の高い建設工事について、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として工事ごとに結成する共同企業体をいう。
- (2) 経常建設共同企業体 優良な中小建設業者が、経常的な協業関係を確保することにより、その経営力、施工力を強化するために結成する共同企業体をいう。

## (対象工事の種類及び規模)

**第3条** 特定建設工事共同企業体の施工対象工事は、研究開発型工事及び実験型工事を除き、実施設計額5億円以上のものとする。

- 2 経常建設共同企業体の施工対象工事は、単体企業の場合に準ずるものとするが、技術者を適正に配置し得る規模の工事とする。この場合において、行橋市建設工事競争入札参加者の格付要綱（平成19年6月行橋市告示第69号）第5条に規定する業者等級（以下「等級」という。）の異なる者の組合せによる経常建設共同企業体にあつては、上位等級構成員の発注工事価額以上の工事とする。

## (構成員の数)

**第4条** 共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とする。

## (構成員の組合せ)

**第5条** 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、原則として最上位等級のみ又は最上位等級及び次順位等級に属する者によるものとする。

- 2 経常建設共同企業体にあつては中小企業（中小企業基本法（昭和28年法律第154号）第2条の要件を満たす建設業者をいう。）のみで、かつ、同一等級又は直近の等級若しくは直近2等級の者によるものとする。
- 3 市外大手業者は、等級格付けをしていないので、原則として、経営審査点数が、1000点以上（最上位等級）とする。

## (構成員の資格)

**第6条** 特定建設工事共同企業体の構成員は、次の各号に該当する者でなくてはならない。

- (1) 当該工事に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が、少なくとも3年以上あること。
- (2) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請けとしての実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。

(3) すべての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

2 経常建設共同企業体の構成員は、次の各号に該当する者でなければならない。

(1) 登録部門に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が少なくとも3年以上あること。

(2) 当該登録部門について、元請けとしての実績を有すること。

(3) すべての構成員に当該許可業種に係る監理技術者となることができる者又は当該許可業種に係る主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場ごとに専任で配置することができること。

(4) 単体企業として、登録を受けていないこと。

#### (結成方法)

**第7条** 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

#### (登録)

**第8条** 一の企業が、登録することができる経常建設共同企業体の数は一とし、登録の時期等は、単体企業の場合に準ずるものとする。

#### (出資比率)

**第9条** 共同企業体の構成員の最小限出資比率は、次のとおりとする。

構成員の数	最小限出資比率
2社の場合	30%以上
3社の場合	20%以上

#### (代表者の選定)

**第10条** 特定建設工事共同企業体の代表者は、同一等級の者で構成されたものにあつては、最も大きな施工能力を有する者とし、等級の異なる者で構成されたものにあつては上位の等級のものとする。この場合において、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

2 経常建設共同企業体の代表者は、構成員において決定された者とし、その出資比率は構成員において自主的に定めるものとする。

#### (補則)

**第11条** この要綱により難い共同企業体の取扱いについては、行橋市工事請負業者選考委員会において決定するものとする。

附 則

この告示は、平成19年8月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月29日告示第24号)

この告示は、平成24年8月1日から施行する。